

令和 8 年度 板橋区職員(福祉)採用選考案内

令和 8 年 7 月 1 日
板 橋 区

1 採用予定数・勤務場所等

区分	職種(職務名)	採用予定数	勤務場所
Ⅱ 類	福祉 (保育士・児童指導)	50 名程度	区立保育園・児童館 子ども家庭総合支援センター・一時保護所

※敷地内禁煙

2 受験資格

国籍を問わず、保育士資格を有し、昭和 58 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた方

- ※ 保育士として就労するための都道府県知事の登録を受けることが採用要件になります。
- ※ 採用日までに、上記の資格を有する見込みの方も受験できます。
- ※ 現在、板橋区の職員(会計年度任用職員、育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員及び特別職非常勤職員を除く)は受験できません。
- ※ 日本国籍以外の方は「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)」に掲げる在留資格を有する方又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- ※ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。
- ※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当する場合は受験できません。

地方公務員で選考を受けることができないとされる者

(参考)地方公務員法第 16 条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処された者
- 四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改定前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者は受験できません。

(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 採用予定年月日

令和 9 年 4 月 1 日

4 選 考

(1) 第一次選考(筆記)

方 法	作文 課題式により 90 分(800 字～1,000 字)
実施年月日	令和 8 年 8 月 23 日(日) 集合時間:午前 10 時(開場:午前 9 時 45 分)
会 場	板橋区立グリーンホール
合 格 発 表	令和 8 年 9 月下旬(予定) メールにて通知します。

(2) 第二次選考(面接)

方 法	個別面接
実施年月日	令和 8 年 9 月下旬から 10 月上旬で指定する 1 日(予定)
会 場	詳細は、第一次選考結果と併せて通知します。
合 格 発 表	令和 8 年 11 月中旬(予定) メールにて通知します。

5 受験手続

申 込 方 法	インターネット申込  申込専用フォームへアクセスして、 必要事項を入力し、お申込みください。 (https://logoform.jp/form/Rwxz/1636073) ※申込専用フォームでお申込みができない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。
申 込 期 間	令和 8 年 7 月 1 日(水)午前 9 時から 令和 8 年 8 月 4 日(火)午後 5 時まで(受信有効) 申込期間内に正常に受信したものを有効とします。 有効に受信した場合は、申請書到着メール(@logoform.jp)が自動送信されます。 「受験番号」や「選考のご案内」が掲載されておりますので、選考日まで破棄しないようご注意ください。 メールが届かない場合は、申込期間内に必ず下記問合せ先にご連絡ください。 ※申込期間中のシステム停止や通信障害等が起きた場合のトラブルについては責任を一切負いかねます。
問 合 せ	板橋区総務部人事課人事係(区役所南館 4 階 21 番窓口) 〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 ☎03-3579-2070 ※ 土・日・祝日は問合せ不可

6 勤務条件

(1)身 分

板橋区職員(1 級職主事)

(2)給 与 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

初任給 約 255,600円(地域手当含む)

・この初任給のほか、条例等の定めるところにより、期末・勤勉手当及び該当者に通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

・職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。

・採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

・昇給は、原則として年 1 回行われます。

(3)勤務時間・休暇等

① 勤 務 日

保育園:月曜日～土曜日(4週8休制)／ 児童館:月曜日～金曜日

子ども家庭総合支援センター:月曜日～金曜日

一時保護所:通年開所(4週8休制)

※一時保護所は、休日及び年末年始に勤務が割り振られる場合もあります。

② 勤務時間

保育園:午前 7 時から午後 7 時 45 分までの間で 7 時間 45 分

児童館:午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

子ども家庭総合支援センター:午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間で 7 時間 45 分

一時保護所:午前 7 時 00 分から翌午前 9 時 30 分までの間で 7 時間 45 分

③ 休 暇

年度ごとに 20 日の年次有給休暇があります。その他、夏季休暇、生理休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。採用までに制度改正が行われた場合は、その制度によります。

7 研 修

職員の資質・能力の向上のため、さまざまな研修を行っています。

(1)区実施研修

・職層研修:新任、主任職、係長等、各職層を対象とした研修

・特別研修:入庁年次に応じた研修

・職場研修:保育園・児童館研修

(2)特別区実施研修

・専門知識に関する研修

8 福利厚生

(1)職員住宅

区内に単身用の借り上げ住宅があります。自宅からの通勤が困難である等の入居条件を満たす方に対して、2 年間家賃の一部を区が負担します。空き状況により入居できない場合もあります。

(2)被服貸与

職務に必要な被服が貸与されます。

(3)部・同好会活動

体育部、文化部、ほか様々な同好会があり、それぞれ活発な活動をしています。

(4)板橋区職員互助会

職員作品展、所属対抗スポーツ大会、カフェテリア事業(サービス利用に対する補助金事業)、福利厚生パッケージ事業などを実施しています。

(5)健康管理

定期健康診断、各種検診、ストレスチェック、健康相談等を実施しています。

9 その他

令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。

こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認として、予め、選考申込時において、申告により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

10 第一次選考会場

板橋区立グリーンホール

所在地:板橋区栄町36番1号

交通:都営三田線「板橋区役所前駅」下車5分、東武東上線「大山駅」下車5分



11 実施状況(参考)

令和 5 年度～令和 7 年度 板橋区職員(福祉)採用選考実施状況

令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
採用予定数	受験者数	最終合格者数	採用予定者数	受験者数	最終合格者数	採用予定者数	受験者数	最終合格者数
40	103	54	40	99	54	50	113	50

問合せ

板橋区総務部人事課人事係

03-3579-2070(直通)